

寄付金制度について

- 法人の支出する一般の寄付金は、一定の限度内で損金の額に算入される。
- その他、国・地方公共団体・一定の公益団体に対する指定寄付金は全額が損金算入できる。
(特定公益増進法人に対する寄付金は一般寄付金とは別枠で損金算入できる。)

現行制度

寄付金の区分	国・地方公共団体 に対する寄付金	指定寄付金 (公益を目的とする事業 を行う法人等に対する 寄付金で公益の増進 に寄与し緊急を要する 特定の事業に充てられ るもの)	特定公益増進法人 に対する寄付金	認定非営利活動法人 に対する寄付金	一般寄付金
	<p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立高校 ・公立図書館 	<p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国宝の修復 ・オリンピックの開催 ・赤い羽根募金 ・中央共同募金会 経由で行う寄附 ・国立大学法人の 教育研究等 	<p>【特手公益増進法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人 ・日本赤十字社など ・公益社団・財団法人 ・学校法人 ・社会福祉法人 ・更生保護法人 等 		
法人税	全額損金算入		以下を限度額として損金算入※ (資本金等の額の0.25%+所得金額の5%)1/2		以下を限度額として損金算入※ (資本金等の額の0.25%+所得金額の2.5%)1/2